

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：三井不動産ビルマネジメント株式会社  
住所：中央区日本橋室町二丁目1番1号

2. 指名停止措置期間 自 令和5年5月12日 1ヶ月  
至 令和5年6月11日

### 3. 事実概要

三井不動産ビルマネジメント株式会社は、令和5年2月16日、建設業法第26条第3項の規定に違反して、主任技術者を専任で置かなければならない民間工事6件において、主任技術者を他の工事の主任技術者として兼務させていたことが、建設業法第28条第1項に該当すると認められるとして、東京都知事より監督処分(指示)を受けた。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564